

4. 大分大学教育福祉科学部教育課程規則

(平成16年4月1日 制定)

(趣旨)

第1条 大分大学学則第19条第4項の規程に基づき、大分大学教育福祉科学部（以下「本学部」という。）教育課程の授業科目、履修方法及びその他必要な事項をこの規則で定める。

(課程・コース)

第2条 本学部の課程及びコース・選修（以下「コース等」という。）は次のとおりとする。

課 程	コ ー ス 等
学校教育課程	発達教育コース（教育学、教育心理学、幼年教育） 特別支援教育コース 教科教育コース（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、技術、家庭科、英語）
情報社会文化課程	社会文化コース 情報教育コース 総合表現コース
人間福祉科学課程	社会福祉コース 心理健康福祉コース 生活環境福祉コース

2 本学部学生（以下「学生」という。）のうち学校教育課程の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭科、英語の各選修の学生は、入学後甲類（小学校1種免許状及び中学校2種免許状の取得に必要な単位を組み合わせて履修する。）と乙類（中学校1種免許状及び小学校2種免許状の取得に必要な単位を組み合わせて履修する。）とに分かれる。

また、技術選修の学生は乙類A（中学校1種免許状及び小学校2種免許状の取得に必要な単位を組み合わせて履修する。）と乙類B（中学校1種免許状及び高等学校1種免許状の取得に必要な単位を組み合わせて履修する。）とに分かれる。

3 前項の甲類・乙類の決定については別に定める。

(教育課程と最低履修基準)

第3条 本学部の授業科目を区分して、教養教育科目及び専門科目とする。

2 教養教育科目は全学共通科目、外国語科目及び身体・スポーツ科学科目をもって構成する。

3 学校教育課程の専門科目は、学部共通科目、初等教育教科に関する科目、基本教職に関する科目、教育展開科目、福祉に関する科目、情報機器の操作に関する科目、コース共通科目、選修科目及び卒業論文とする。

4 情報社会文化課程の専門科目は、学部共通科目、課程共通科目、コース科目及び卒業研究とする。

5 人間福祉科学課程の専門科目は、学部共通科目、課程共通基礎科目、課程共通展開科目、人間生活福祉関連科目、社会福祉関連科目、コース基礎科目、基礎ゼミ・体験実習、コース展開科目及び卒業研究とする。

6 各課程の履修最低基準は次のとおりとする。

卒業に必要な最低修得単位数【学校教育課程】

科 目	コース・選修									
	発達教育			特別支援教育		教科教育				
	教 育 心 理 学	教 育 心 理 学	幼 年 教 育			国語・社会 数学・理科 音楽・美術 保健・体育 家庭科・英語		技 術		
				基 础 免 許 小学校	基 础 免 許 中学校	甲類	乙類	乙類 A	乙類 B	
教養教育科目	全学共通科目 20									
	外国語科目 8									
	身体・スポーツ科目 2									
専門科目	学部共通科目 2									
	初等教育教科に関する科目	8	8	8	4	—	8	4	4	—
	基本教職に関する科目	45	45	62	39	31	50	46	46	38
	教育展開科目	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	福祉に関する科目	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	情報機器の操作に関する科目	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	コース共通科目	6	6	6	28	28	—	—	—	—
	選修科目	14	14	10	—	—	10~12	20	20	22
	教科教育コースの選修科目	—	—	—	—	10~12	—	—	—	—
	自由選択科目	17	17	4	19	21~19	22~20	20	20	30
卒業論文		4								
計		136								

(注1) 学校教育課程では、基礎ゼミと卒業課題研究Ⅰ・Ⅱについては卒業要件に含まない。

(注2) 学校教育課程の自由選択科目とは特定の科目を指すのではなく、専門科目のうち定められた科目数又は単位数を超えて自由に修得した科目等のことをいう。

(注3) 自由選択科目には、次の科目のうち1科目以上を含めること。

人権教育論、特殊教育論、教育心理学、発達心理学、教育社会学、教育制度・経営論、福祉教育論、スクールソーシャルワーク

ただし、上記科目のうち自由選択科目に含めた科目は、学部共通科目、基本教職に関する科目、福祉に関する科目において卒業要件科目とすることはできない。

(注4) 学校教育課程の選択科目Bについては、卒業要件には含むが教員免許要件には含まない。

卒業に必要な最低修得単位数【情報社会文化課程】

科 目		コ 一 ス	
		社会文化、情報教育	総合表現
教養教育科目	全 学 共 通 科 目	24	20
	外 国 語 科 目	10	6
	身体・スポーツ科学科目	2	2
専門科目	学 部 共 通 科 目	—	—
	課程共通科目（必修）	20	20
	課程共通科目（選択必修）	10	10
	課程共通科目（選択）	8	8
	コース科目（必修）	22	22
	コース科目（選択）	30	38
	卒 業 研 究	4	4
計		130	130

注) 情報社会文化課程のコース科目（選択）には、他課程及び他学部の科目を合計10単位まで含むことができる。

卒業に必要な最低修得単位数【人間福祉科学課程】

科 目		コ 一 ス		
		社会福祉	心理健康福祉	生活環境福祉
教養教育科目	全 学 共 通 科 目	22	22	22
	外 国 語 科 目	6	6	6
	身体・スポーツ科学科目	2	2	2
専門科目	学 部 共 通 科 目	6	6	6
	課程共通基礎科目	12	12	12
	課程共通展開科目	6	6	6
	人間生活福祉関連科目	8	—	—
	社会福祉関連科目	—	8	8
	コース基礎科目	12	12	12
	基礎ゼミ・体験実習	6	6	6
	コース展開科目	42	42	42
	卒 業 研 究	4	4	4
計		126	126	126

注) 人間福祉科学課程のコース展開科目には、他コース、他課程及び他学部の科目を合計10単位まで含むことができる。

(教養教育科目の履修方法)

第4条 教養教育科目の単位数及びその履修方法は前条2項による。その細則は別表(1)によるものとする。

(専門科目の授業科目と履修方法)

第5条 専門科目の各授業科目を必修科目と選択科目に分ける。

- 2 学部共通科目は別表(2)によるものとする。
- 3 学校教育課程における専門科目の授業科目、単位数及び履修方法は次のとおりとする。
 - 一 初等教育教科に関する科目は別表(3の1)によるものとする
 - 二 基本教職に関する科目は別表(3の2)によるものとする。
 - 三 教育展開科目は別表(3の3)によるものとする
 - 四 福祉に関する科目は別表(3の4)によるものとする。
 - 五 情報機器の操作に関する科目は別表(3の5)によるものとする。
 - 六 コース共通科目は別表(3の6)によるものとする。
 - 七 選修科目は別表(3の7)によるものとする。
 - 八 教育実習及び卒業論文に関しては別に定める。
- 4 情報社会文化課程における専門科目の授業科目、単位数及び履修方法は、次のとおりとする。
 - 一 専門科目は別表(4)によるものとする。
 - 二 卒業研究に関しては別に定める。
- 5 人間福祉科学課程における専門科目の授業科目、単位数及び履修方法は、次のとおりとする。
 - 一 専門科目は別表(5)によるものとする。
 - 二 卒業研究に関しては別に定める。

(授業と履修手続)

- 第6条 授業は、講義、演習、実験、実習(野外実習を含む。)、実技及び教育実習とする。
- 2 学生は学期始めの指定された日までに受講登録を行い、受講届を学部長に提出するものとする。受講届には指導教員の認印を必要とする。提出期限以降における受講の変更は原則として認めない。
 - 3 教養教育科目の履修手続については別に定める。

(単位数の算定)

第7条 単位数の算定の基準は次のとおりとする。

- 一 講義(卒業論文及び卒業研究に係る授業科目を含む。)については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業方法に応じ30時間をもって1単位とすることができる。
- 三 実験、実習、実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし授業方法に応じ45時間をもって1単位とすることができる。

(単位の認定)

第8条 授業科目を履修した学生には期末試験等を行い、合格した者には所定の単位を認定する。

- 2 期末試験等は、原則として当該授業の終了後に行う。
- 3 受講登録及び受講登録確認表を提出していない場合は、成績の評価を行わない。
- 4 成績の査定はS, A, B, C, D, Fとし、D, Fは単位の認定をしない。
- 5 単位を取得した授業科目を再受講しても単位の認定は行わない。
- 6 授業科目の担当教員は、単位取得又は授業科目履修の認定に係る試験及びその他の審査の成績評価表を、次に掲げる期間内に提出するものとする。ただし、第1号及び第3号の期間に、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第54条第14号の特別休暇のうち国立大学法人大分大学が指定する連続した3日は、含まない。
 - (1) 定期試験については、試験終了後10日以内
 - (2) 追試験については、試験終了後3日以内
 - (3) その他の審査については、審査終了後10日以内

7 教養教育科目、卒業論文、卒業研究及び教育実習の単位認定に関しては別に定める。

(追 試 験)

第9条 病気、忌引き等やむを得ない事情によって所定の時期に受験できなかった学生は、すみやかに追試験許可願（病気の場合は診断書添付）を学部長に提出し、教授会の議を経て追試験を受けることができる。

ただし、追試験許可願は遅くとも当該試験日から1週間以内に提出すること。追試験許可願の様式は別に定める。

(不正行為に対する措置)

第10条 試験等において不正行為を行った場合は、当該学期の全単位を無効とする。

(教育課程の修了)

第11条 本学部に4年以上在学し、本規則に規定された授業科目を履修し、所定の単位を取得した学生は、教育課程を修了したものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表(1)

教養教育科目

1. 全学共通科目

科 目	授 業 科 目	単位	対象学年	学校教育課程	情 報 文 化	社 会 課 程	人科 間 学	備 考
					社 情 会 報 文 教 化 育	総 合 表 現		
				必修	必修	必修	必修	
別途配布の「教養教育科目ガイドブック」参照				20	24	20	22	

2. 外国語科目

科 目	授 業 科 目	単 位	対象学年	学校教育課程	英 語 選 修	備 考
					必修	
外 国 語 科 目	総 合 英 語	2	1	2	2	(注1)
	オーラルイングリッシュ	2	1	2	2	
	応 用 英 語 E	4	2	4	2	
	基 礎 独 語	2	1	—	2	
	基 礎 仏 語	2	1	—	(注2)	
	基 礎 中 国 語	2	1	—	—	
	基 礎 ハ ン グ ル	2	1	—	—	
計				8	8	

(注1) 英語科目の履修について

- a) 1年次の総合英語及びオーラルイングリッシュはクラス指定となる。
- b) 1, 2年次ともそれぞれの対象年次における前・後期の単位は互いに流用できる。
- c) 2年次の応用英語Eは、1学期で2単位である。

(注2) 基礎独語又は基礎仏語のいずれか1科目2単位を修得すること。

科 目	授 業 科 目	単位	対象学年	情 報 社 会	人 科	備 考
				文 化 課 程	間 学 福 課	
				社 情 会 報	総 合 表 現	
外 国 語 科 目	必修	必修	必修			
	総 合 英 語	2	1	2	2	2
	オーラルイングリッシュ	2	1	2	2	2
	応 用 英 語 E	4	2	4	—	
	基 础 独 語	2	1			2
	基 础 仏 語	2	1	2	(注2)	(注3)
	基 础 中 国 語	2	1			
	基 础 ハ ン グ ル	2	1	—	—	
計				10	6	6

(注1) 英語科目の履修について

- a) 1年次の総合英語及びオーラルイングリッシュはクラス指定となる。
- b) 1, 2年次ともそれぞれの対象年次における前・後期の単位は互いに流用できる。
- c) 2年次の応用英語Eは、1学期で2単位である。

(注2) 基礎独語、基礎仏語又は基礎中国語のうちから1科目2単位を修得すること。

(注3) 応用英語E、基礎独語、基礎仏語、基礎中国語又は基礎ハングルのうちから1科目2単位を修得すること。

3. 身体・スポーツ科学科目

科 目	授 業 科 目	単位	対象学年	学 校 教 育 課 程	情 報 社 会 文 化 課 程	人 間 福 祉 科 学 課 程	備 考
				必修	必修	必修	
身体・スポーツ科学科目	ス ポ ー ツ 文 化 科 学	2	1	2	2	2	
計				2	2	2	

教養教育科目の履修方法について

[学校教育課程]

全学共通科目	人文 社会 自然	各分野から 2 科目 4 単位以上	…20単位		
総合	1 科目 2 単位以上				
外 国 語 科 目	8 単位			
身体・スポーツ科学科目	2 単位			
合計30単位修得すること。					

* 社会分野には日本国憲法 2 単位を必ず含むこと。

[情報社会文化課程]

全学共通科目	人文 社会 自然	各分野から 2 科目 4 单位以上	社会文化及び情報教育 …コース24単位、 総合表現 コース20単位		
総合	1 科目 2 単位以上				
外 国 語 科 目	社会文化及び情報教育コース10単位 総合表現コース 6 単位		
身体・スポーツ科学科目	2 单位			
合計 社会文化及び情報教育コースは36単位 総合表現コースは28単位修得すること。					

[人間福祉科学課程]

全学共通科目	人文 社会 自然	各分野から 2 科目 4 单位以上	…22単位		
総合	1 科目 2 単位以上				
外 国 語 科 目	6 单位			
身体・スポーツ科学科目	2 单位			
合計30単位修得すること。					

- 注) 1. 各分野の授業科目及び名称は別冊教養教育科目ガイドブックの授業科目一覧表を参照すること。なお、年度によって名称が変更になる場合がある。
2. 1・2年次の各学期に履修できる全学共通科目の限度は 3 科目 6 単位までとする。ただし、「日本国憲法」、「情報処理入門」、「職業とキャリア開発」を履修する場合は 6 科目12単位までとする。
なお、年度によって、履修制限対象外科目が追加される場合があるので、教養教育科目ガイドブックを参照すること。
3. 教員免許状を取得しようとする者は、全学共通科目の日本国憲法 2 単位と外国語科目のオーラルイングリッシュ 2 単位を必ず修得すること。

別表(2)

学部共通科目(1)

科 目	授 業 科 目	単位	対象学年	学校教育課程	情報社会文化課程	人間福祉科学課程	備考
				必修	必修	必修	
学部共通科目 (1)	現代社会と福祉	2	1	2 	(注2) 	2 	
	情報科学概論	2	1				
	人権教育論	2	2				
	生涯学習概論Ⅰ	2	2				
	人間と環境Ⅰ	2	2				
	異文化間コミュニケーション論	2	3				
	特殊教育論	2	3				
	地域教育課題研究	2	3				
	学級経営演習	2	3				
	教育評価演習	2	3				
計				2	—	6	

(注1) 学校教育課程で2単位を超えて修得した場合、人権教育論と特殊教育論に限り自由選択科目となる。

(注2) 情報社会文化課程の学生が履修した場合、課程共通選択科目となる。

(注3) 2科目4単位修得すること。

学部共通科目(2)

教職支援科目(注1)

科 目	授 業 科 目	単位	対象学年	学校教育課程	情報社会文化課程	人間福祉科学課程	備考
学部共通科目 (2)	基礎体育Ⅱ	1	2~4	1	1	1	(注2)
	教育支援実践研究Ⅰ	2	1~4	2	2	2	
	教育支援実践研究Ⅱ	2	2~4	2	2	2	
	教員志望者のためのキャリア開発	2	1~3	2	2	2	

(注1) 教職支援科目は、卒業要件に含まない。

(注2) 27年度は「基礎体育Ⅱ」を開講する。28年度以降は、Ⅰ~Ⅲを順次繰り返し開講する。

この授業科目はすべての課程の学生が履修できる科目であり、最大3単位まで修得が可能である。

学部共通科目(3)(注1)

科 目	授 業 科 目	単位	対象学年	学校教育課程	情報社会文化課程	人間福祉科学課程	備考
学部共通科目 (3)	インターンシップ	1~2 (注2)	2~3	1~2	1~2	1~2	
	教育臨床実習Ⅰ	2	3	2	2	2	
	教育臨床実習Ⅱ	2	3	2	2	2	

(注1) 学部共通科目(3)は、卒業要件に含まない。

(注2) 単位数は、インターンシップに1週間参加した場合「1単位」2週間(以上)参加した場合「2単位」となる。